

## 第三部

日本における可視化以降を見据えた法学的・心理学的課題

司会：中島 宏（鹿児島大学教授）

報告 1：取調べはどのように失敗するのか？ ～録画・録音記録を用いた相互行為分析の可能性～

高木 光太郎（青山学院大学教授）

中島 それでは、第三部「日本における可視化以降を見据えた法学的・心理学的課題」というセクションを始めたいと思います。我々のところだけ可視化以降を見据えた、というタイトルが他と違っているのがポイントなのかなと思っています。司会をさせていただきます鹿児島大学の中島でございます。よろしく申し上げます。まず、最初に報告を青山学院大学の高木光太郎先生にお願いします。

高木 よろしく申し上げます。青山学院大学の高木と申します。私は心理学が専門でして、その視点からお話をしたいと思います。タイトルは、「取り調べはどのように失敗するのか～録音・録画記録を用いた相互行為分析の可能性」ということで、相互行為分析という名前を使わせていただきました。それで、今日、午前から先ほどの2つ目のセッションまでオーストラリアと韓国の心理学の先生のお話を聞いて、非常に落ち込みました。どうしてかということ、お二人とも、相当数の録画データを用いてその中に見られる共通の特徴を抽出されるような研究をなさっているわけですね。そのようなことは我々は日本ではできないのが現状です。生の取調べの録画データを数量的な研究が可能な程度に手に入れて、共通特徴だったり、そういったものを分析していくということはいけません。何ができるかということ、例えば、裁判で争っている事件で、弁護士さんから頼まれて、弁護士さんを通してその事件の録画記録データを出してもらったり、たまたま別の理由で録られていた録音の記録をいただいて、それを分析して、信用性の評価等をして、法廷に持って行くということぐらいです。そういう仕事ばかりをしていて、いわゆるケーススタディが我々の主な仕事になっています。そのおかげで、シングルケースの分析は大分細かくできるようになったんですが、常にそれでは限界があると思います。可視化が本格的に動き始めて、録画記録がきちんと出てくるようになったら、日本の心理学は、複

数の事例を重ねて検討するような研究をやるべきだなと強く感じたわけです。とはいえ、シングルケースの細かい分析に関しては、特に私の場合は談話分析、ディスコースアナリシスと呼ばれるものを使って研究をしてきましたので、そこで得られた分析の事例を今日はお話をして、そこから見えてきたことから、録音・録画、つまり可視化について、少し思っているところをお話したいなと考えている次第です。それです、どのように失敗するかというところで、裁判でもめている事件ばかりやっていますので、基本的には失敗事例の分析が多いわけですね。美しくマニュアル通りにきれいに取り調べをしたような事件では、きれいというのはきちんと適切に取り調べをしたような事件は、その面では採りませんので、私どものところに話が来ない。基本的には、かなり怪しげな取調べの事例が私どもの手元にやってくることとなります。ですから、問いとしては常にどう失敗するのかという話で分析をしてきたということになりますので、その経験でお話をするということになります。

もう一点、もう少し別の角度から今日のプレゼンテーションの問題提起をしたいんですが、録音・録画によって取り調べが見えるようになるのか、という問いを立てたいと思います（スライド2）。やはり普通に考えると、取り調べ現場が録音なり録画されるようになれば、現代では基本的には録画されると思うんですが、取り調べで起こっていることがかなり分かるようになるし、基本的にはそれを見ていけば、この取り調べが適切かどうかというのは簡単に判断できる、そういう風に思われるわけです。大半はそうなんだろうなと考えるんですね。ところが私、あるいは私のチームで検討している事例の中には、そうでもないものもあるということです。つまり、録画の記録が出てくることによって、それを判断する人たち、裁判官であったり、裁判員、日本の場合、裁判員裁判対象事件が録画されることで動いていますから、裁判員の人たちも入ると思いますが、裁判員の人たちが逆に間違った評価をする、そういう可能性があるケースもあるだろうと、そんなことも考えてみたいと思います。そういったものに対して、我々はどのように対応していけばいいのかということを考えていきたいということです。そういう事例として一つ、お示ししたいのは、日本の方にはお馴染みというか、よく知られた事件だと思いますが、足利事件と言われる幼女誘拐殺人事件です（スライド3）。これはですね、ここに書いてあ

りますが、1990年に栃木県の足利市のパチンコ店から4歳の女の子がいなくなって、翌朝その付近の川から遺体で発見されてしまうという事件がありました。この事件はいろんな経緯があるんですが、91年の12月に付近に住む幼稚園バスの運転手であったS氏が任意同行の後に逮捕されます。決め手はDNA鑑定でした。日本で初めてのDNA鑑定で被疑者が捕まった事件でした。これで、この事件をずっと展開はあるんですが、彼は任意同行の後に自白をして逮捕されます。そのまま自白を維持して起訴されて、公判も第6回までは自白を維持した形で進んだんですが、第6回の公判途中で否認をして、その後もう一度、否認を撤回して、改めて自白をしたんだけど、やっぱりやっていないということで否認をするという紆余曲折がありましたが、最終的には第一審では無期懲役が出てしまいました。控訴審が94年から始まりますが、この段階から弁護団が変わって、DNA鑑定の信用性と、それから自白の信用性、この2つをかなり力を入れて争ったんですが、これも認められず控訴棄却になってしまいました。それで、これもダメで、その後最高裁まで行くんですが、結局は無期懲役が確定してしまって、それで再審請求をするんですが、これもずっとずっと、ある種放置されるような形で動かずに、ようやく2008年になって、DNAの再鑑定をしようという話になって、これはDNA鑑定にすごく問題があったということなんですが、DNA鑑定をもう一回やりましょうということをやってみたら、辩护人、検察側の両方の鑑定人が共に、DNA型がSさんのものと真犯人のものとは違うという鑑定結果を出して、これが決め手になって、再審を待たずに2009年6月にSさんが千葉の刑務所に入っていたんですが、釈放される。その時の絵であります。今日こちらにいらっしゃる主任弁護人の佐藤先生も会場にいらっしゃるんですが、釈放された。そして再審が始まって翌年の3月ですかね、無罪が確定するということになりました。この事件でこの後にお見せするデータなんですが、この段階です。一審で起訴されて、裁判が動いている段階で実は、検察官による別の取り調べが行われていたんですね。これがどういう取り調べかということ、Sさんは90年5月21日の事件だけではなくて、別の幼女の誘拐殺人事件2件でも犯人だと疑われて、当初自白をしていました。しかし、その自白の内容が非常に奇妙というかおかしなものであったので、この5月21日の裁判の方が始まっていたんですが、別件2件について

検察官が来て、そもそもやっていなかったんじゃないかというような趣旨で、要するに自白を撤回させるような取り調べをしたんですが、その時にあろうとか、Sさんは、この本件、裁判が動いているこの事件についても自白を撤回してしまうということになります。自白を撤回したあとなんですが、検察官はその日はですね、Sさんの言い分を聞いて、Sさんは自分なりのアリバイを主張して、やっていないんですと、この90年5月21日の事件もやっていないんですと言うんですが、検察官はそれをかなりの時間をかけて聞き取っています。そして翌日、もう一回検察官がやってきて、もう一回、この事件、本件について取り調べます。そこで、Sさんをもう一度自白に落としてしまう。前日、本件について否認をしたSさんに比較的短時間でもう一度自白をさせます。この再自白のプロセスが録音テープに残っていたんですね。これは可視化の制度が動くはるか前ですけれども、録音テープが残っていて、それが再審の証拠として出てきました。その録音テープに残っていたSさんと検察官のやり取り、つまりSさんに対する検察官の取り調べのプロセスが、コミュニケーションとして、取り調べのコミュニケーションとして非常に興味深い構造をしているということで分析にかけたというような経緯がございます。

それについて、少しお話したいと思います。取り調べがあって少ししてから、検察官、これが検察官、これがSさんですね。

「ところで前にね、君から変なことを聞いたから今日は来たんだけども」

「はい」

ここに色々解説がありますが、後から戻って説明をしたいと思います。

「今起訴している、Mちゃんの事件、あれは君がやったことに間違いはないんじゃないかな」

「違います」

「え？」

「違います」

「違う？」

「はい」

「ふーん」

これは本当に、責めるような取り調べではなくて、かなり落ち着いて取り調

べは行われています。で、Sさんが釈明を始めます。

「それでなんかいいですか」

「うん」

「鑑定ですか」

「うん」

「自分にはよくわからないんですが、何鑑定って言いましたっけ？」

「DNA 鑑定」

「そんなこと聞いたんですけど、でもそれ自分では全然覚えていないんです」

「だけど、DNA 鑑定できみとね、君の体液と一致する体液があるんだよ」

ここは、ちょっと別の理由があって表現をちょっと変えているんですが、趣旨としてはこういう発話です。

「全然それわからないんですよ、本当に」

「(検察官は5秒沈黙してから) え？」

「全然違うんです」

「違うんですってさ、君と同じ体液を持っている人が何人いると思っているの？」

ここで沈黙が5秒あります。このあと、少し別のやり取りがあってから、検察官がこんなことを言います。

「僕はずるくなれといったわけじゃないんだよ」

Sさんは沈黙しています。

「僕はずるくなれといった訳ではないんだよ」

Sさんは再び10秒沈黙します。

「少なくともね、起訴しているあのMMちゃんの事件については君が認めたから起訴したわけじゃないんだよ。それだけのことじゃないんだよ。わかる？」

また沈黙です。

「君が認めたってことだけじゃなくて、他に証拠があるからだよ」

沈黙が17秒続きます。

「君がMMちゃんの話をするとき、違うっていう話をするときは僕と目を合わせないでしょう」

沈黙です。ほとんどSさんは喋れなくなっています。

「前にね、僕が色々聞いたときには色々考えたり、下を向いたりそういう時は別にして、僕と目を合わせていたじゃないの。違いますなんて、君、否定するときには僕と目を合わせてないよね、なぜなの」

沈黙が18秒続きます。

「考えるほどのことがないと思うけど、わかるね？」

10秒沈黙です。

「捕まってから、渡良瀬川の河川敷」

渡良瀬川が遺体が見つかった川なんですけど、

「渡良瀬川に連れ出されたのは、検証の時が初めてでしょう。あのバスでみんなで行ったわけ」

「はい」

「君が僕の前に座っていたよね」

「はい」

「あの時が初めてだよ」

「はい」

「で、検証した時にね、MMちゃんの服を捨てたという場面、君が説明したでしょう」

「はい」

「最初はちょっと付近の様子が変わっててね、よくわからないと言って、違うところを説明したけれども、後で死体がここにあると言ってもらってからは」

「はい」

「ね、じゃあ捨てたのはここだと言って説明したでしょう。君が説明した場所を誰かに教えてもらったというわけではないでしょう」

「教わっていません」

「君が説明した場所というのはそのすぐ下からMMちゃんの下着が発見されているんだよ。あんな詳しい場所まで新聞にも出ていなかったはずなんですけど」

「自分は、河川敷を降りてずっと行って、坂がありますね。坂があって、左側に木があったと思うんですが、草とか木ですとか」

「うん」

「下がなんか、なんていうんですか、下が落ちそうな感じだったと思うんですが」

「うん」

「自分はその辺だと一応話してみたんです」

「一応話してみたって、当てずっぽうで話したの」

「全然わからなかったんですよ」

「わからないのがさ、実際の事実とさ、練りがないわけだ。当てずっぽうで話したわけ」

「全然わからなかったの」

「だからわからなかったの、当てずっぽうで話したの」

「はい。大体、あの辺だと思ひまして」

「なんで。なんでそう思ったの」

「前は橋の上からですか、橋の上から見ると木がいっぱいあったんですが、その時はあまりなかったというか、枯れていた、そんなふうになっていたんです。それで分からなかったんです」

そんな形で、なんで現場に合うような説明ができたのかということを繰り返して聞かれていきます。ここも同様です。なんでそんな説明したの、そんな説明する必要があったのと言われて沈黙があります。そこでまた先ほどと同じ問いかけがあります。

「どうなんだい。ずるいんじゃないか、君。なんで僕目を見て言わないの。君はさっきから僕目一度も見ていないよ」

このあたりで涙声になっています。鼻をすするような音が聞こえています。ここでSさんが自白に落ちます。

「ごめんなさい。すみません」

「嘘だったの？」

すすり泣くような声が録音されています。

「そうだね」

「(すすり泣く声で) ごめんなさい。勘弁してください。勘弁してくださいよ」

「いいから」

「勘弁してくださいよ」

「うん」

泣きながらですね、涙声で「すみません」。このあと検察官がちょっとお説



教のようなことを言います。

「僕はね、本当のことを聞きたいって何度でも言うよ、僕は」

「はい。すみません」

こんなような形で彼は、再自白に落ちるわけです。このプロセスを改めて見てみたいんですが、一見すると、DNA という強力な証拠を提示し、また、現場検証に行った時に事実と一致する供述があったということで、君がやったことに間違いのないんじゃないかと、そういうふうにいけば論理的に責めているように見えるわけです。ところが、実はここでこのやり取りを談話分析的に見てみますと、いくつかの罣が仕掛けられているんです。まずは冒頭の部分です。これは一番最初に「ところで、今日は君から前にちょっと変なことを聞いたのですね、来たんだけどね」。変なことと言いつけるためには、前に言ったことが嘘だったと言わないといけなわけです。取り調べの導入で君が昨日言ったことはおかしいことだったんだという枠組みで、コミュニケーション全体が始まっています。これを「有罪フレームの導入」という風に呼びました。実はこのこのコミュニケーション全体が昨日言ったことが嘘でそれを解き明かす、そういうプロセスになっているんだよという構造になっています。一見すると、証拠を示して、それに対する釈明を求めているように見えますので、イギリスのピースアプローチに近いような情報収集型の、こういう証拠があるんですがあなたは どう思いますかというような情報収集型の取り調べに見えるんですが、実は君は嘘をついたんだという前提で、話が始まっている。それに対して S さんは反論をしていないんですね。こういう構造から始まります。

次です。次は DNA 鑑定で、「君の DNA と一致する体液があるんだよ」という言い方がありました。ここは科学鑑定の結果を示しているのだから、一応、証拠を示して議論をしようとしているんですが、DNA 鑑定という、当時の日本人はほとんど誰も知らなかったような最新の科学技術を使った鑑定において一致すると言われてしまっても、言われてしまったら反論のしようがないわけですね。それは何パーセントなんですか、何人がサンプルなんですかと素人は聞けないわけです。ここでも実は証拠を示して釈明を求めているように見えますが、実質的には一致したんだから、君がやったに違いないというふうに宣言しているのと変わらないコミュニケーション構造になっています。

その後、「ずるくなれと言ったわけじゃないんだよ」という言い方をしていますが、これも彼がここでずるくなれば、前に言ったことが嘘じゃなくてはいけないわけです。ここでも君は態度がおかしいんじゃないかとお説教しているように見えるんですが、コミュニケーション上の構造としては、君が犯人なんだよと言っているのと変わらない構造になっている。やっぱり逃れられない構造になっています。これは「説論を偽装した断定」という風呼びました。

今度は、先ほど言いましたように目を合わせないでしょうという言い方をしていました。これも、目を合わせないからおかしいんだということであるならば、その前の目を見ていた時には本当のことを言っていたと考えなければならぬわけで、これも一見すると、今日も話題になっていましたが、これもいわゆる行動分析をして嘘を見抜いているかのような言い方をしていますが、単なる自分のお前が犯人だという自分の主張をぶつけているのと基本的には変わらない構造になっている。これを「行動分析を偽装した断定」という風呼びましたけれども、こういうコミュニケーション構造が見られる。

今度は河川敷に行った時の検証ですけれども、ここでもなんで、なんでそう思ったのという聞き方で聞くわけですね。なんで、なんで証拠と一致する話できたのという言い方なんですが、これもよく考えてみるとSさんは、犯行体験がないとすれば、現場に行ったらあてずっぽうに答えるしかないんですよ。多分、こうだったんだろうなと思って答えるしかない、それ以上の答えはできないんですね。当てずっぽうで言ったんですとしか言いようがないわけですが、けれども検察官はそれ以上の説明を求めて、結局、Sさんを黙らされる。応答困難な状態に持っていくということをしています。それで、同じようなことが何回か繰り返されて、もう一回ずるいんじゃないかという情動を刺激し、さらに目を見ていないねという行動分析をする。ここでSさんは耐えられなくなって、ごめんなさい、勘弁してくださいという自白に落ちるわけです。

この時注目したいのは、Sさんは自分がやりましたとは言っていないところなんです。勘弁してください、これ以上責めないでくださいという風に読み取れます。これはちょっと読み込みすぎかもしれませんが、決して「私がやりました」とは言っていない。「勘弁してください」と言ってこの場を収めている。実質的には自白をしたことになっている。こういうのを見ていくと全体の構造

としてコミュニケーションがどうなっているか。Sさんは、ご覧になっていた  
だいて、日本語ネイティブの方だったらお分かりになりますが、コミュニケー  
ションが武器用な方なんです。コミュニケーションの話で言えば、メタコミュニ  
ケーションのレベルに飛ぶことが困難だということです。どういうことかと  
いうと、コミュニケーションについてコミュニケーションすることが苦手なん  
です。例えば最初の「昨日変なことを聞いたのでね」、この発話に対してメ  
タコミュニケーションが上手な人であれば「変なことってどういうことですか」  
という風に反論すれば戦えたわけです。それから河川敷のことで言えば、「な  
んでそんなこと言ったの」と言われたら、「当てずっぽうは当てずっぽうで、  
それ以上は言えないですよ」という風に、コミュニケーション、相手が聞いて  
いることがおかしい、言っていることがおかしい、というメタコミュニケー  
ションのレベルで戦えたはずなんです。そういう供述特性が持てない、それが苦  
手な方に対して、取調官が先ほどお示しした一連のメタコミュニケーションの  
レベルにいかないと反論ができないような一連の投げかけをすることによって  
応答困難にしていくスタイルが取られている。その結果、もう一度虚偽白の  
方に転落するということになります。こういったことが出てくるわけです。こ  
ういうのを見ると、この仕掛けに裁判員が録画だけを見て気づけるかどうか、  
また裁判官ですら気づけるか疑問になってくるわけです。そこに心理的な鑑定  
の一つの可能性が出てきます。心理的鑑定を裁判のプロセスの中にどうやって  
入れていくのかということ、今後日本の中で考えていかななくちゃいけないこ  
とではないかと考えられるわけです。

残り2つの事例はおまけのように持ってきたので(スライド15)、簡単にお  
話したいと思いますが、これは日本の最高検察庁が知的障害者を対象にした取  
り調べで録音・録画を試行すると言うときに、私たちの、仲先生の方にもその  
話があったんですが、私たちの研究チームにも、取り調べのプロセスを見てア  
ドバイスをくれないかということで、いくつかDVDを渡していただいて、検  
討するということがあるんですけども、その時に検討した一例なんです。と  
ても日本的な取り調べの構造が見られたということです。どういうことか。  
これは発話の内容を、取調官の発話の内容を分類したものなんです。ラポー  
ル、いわゆる信頼関係を作ったり、必要なことを説明するという内容、それか

ら事件に直接関係のある内容、事件に間接的に関係するような内容、例えば犯行現場までどういう乗り物で行ったのという内容、それから周辺事項、事件には関係ないんだけど、被疑者には関係するような内容、例えばお父さんは何をしているのという内容、それから一般事項、被疑者にも関係がないし、事件にも関係ない一般的に会話、例えば、裁判の仕組みについての会話、また先ほど出てきたようなメタコミュニケーションの会話、こういうものがどういう風に推移するかということの一つの事例で探索的にやった研究です。取調自体は非常に上手にやられている、珍しく私が上手な例を分析できた例なんです、特に強圧的なこともなく、欧米的な基準で見ても、PEACEの基準で見ても悪くない取り調べだったとは思いますが、見てみると、コミュニケーションに非常に日本的な特徴があります。何かと言うと、周辺のなこと、事件に直接関係のないところから、少しずつ関係のあるところにながれていく、斜めの構造が見えるんですね。これは、日本人であると人の嘘を暴くときに、いきなり「嘘ついただろう」とは言わずに、「あれ、なんかわからないことあるんだよね」とか、例えば浮気なんかを責めようとするときに、こんなポケットから浮気の証拠みたいなものが、例えば女性のハンカチが旦那さんのポケットから出てきたときに「あら、これにかしら」という言い方をするんですね。日本人よくやるんですが、外側からじわじわとせめていくようなコミュニケーションで、効率的に落としていくというやり方も一報で見られる。それから、これはですね（スライド18）、そういったことを踏まえて、日本型の取り調べが持っている文化的な特徴に関して、我々は少し、例えば取調官のマニュアルですとか、あるいは実際の取調に現れてくる構造を視野に入れながら検討しています。どんなことが分かったかという、日本はやはり反省というものを強く求める傾向が、これは文化心理学的な分析をしているんですが、反省を求めるところにすごく日本の特徴があると。情報を求めるよりも反省を求めることが先で、日本の取り調べの構図を見てみると、ごめんなさいと言わせてから情報を取る方が基本なんですね。情報をとって、情報を取っていくうちにだんだん、PEACEのアプローチのように釈明が成り立たなくなるとごめんなさいという風になるのではなくて、まず反省の弁を取ってから情報を取る。反省していないとその情報が取れても、その情報は信用できないという風な感覚を持つ可能

性があると。このように日本の取り調べは反省がベースになっている。それから、もう一つは先程来、話題になっているような形で犯人であると確信をして取り調べを行っている。この2つですね。もう一方で取り調べの中で犯人であることを明らかにしていくような PEACE のようなアプローチはなかなか取れない。これは日本の取り調べの非常に文化的な特徴なんじゃないかということもあるわけです。

これが最後のスライド（スライド 19）になりますが、録音・録画によって何が見えるかといったときに、心理学的な分析をきちんと挟んでいけば、先程言ったような微細な相互行為過程によってもたらされる失敗のようなものを発見することができます。それから、日本の取り調べをこれから改善していくときに基礎となるような、日本型の取り調べの、例えば周辺からせめていくようなコミュニケーション構造だったりとか、反省を重視するような、あるいは確証から始まるような、これはある種文化的と考えるのもいいと思うんですが、こういう枠組みを垣間見れるようになると思います。ただこれを日本において、こういったことを前提において新しい取り調べ手法を開発していく必要があると思います。単に欧米の、あるいは韓国のやり方を直輸入してもなかなかうまくはいかないだろうと。こういう文化的な特徴を踏まえて、日本なりの技術開発が必要だろうと思います。やはりそれでも気になるのは、こういうことを分析によって明らかにするということが実際の裁判の中でどれだけ可能なのか。その結果、先程お話したような、お示ししたような事例が実際に法廷で検証された場合に、むしろ裁判員は有罪心証を持つのではないだろうか。こういったことが今後重要な課題になってくるのではないだろうかと思います。以上で私の話を終わりたいと思います。ありがとうございました。

中島 ありがとうございました。

国際シンポジウム「可視化と取調べ：新しい時代の取調べ技法」報告

## 取調べはどのように失敗するのか？ ～録画・録音記録を用いた相互行為分析の可能性～

高木光太郎  
青山学院大学社会学部  
tfg@si.aoyama.ac.jp

1

録音・録画記録によって取調べは「見える」ようになるのか？

2

事例1：足利事件における検察官取調べの録音記録

時刻	録音記録の概要
1991.11.21	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.11.22	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.11.23	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.11.24	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.11.25	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.11.26	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.11.27	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.11.28	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.11.29	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.11.30	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.12.1	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.12.2	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.12.3	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.12.4	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.12.5	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.12.6	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.12.7	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.12.8	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.12.9	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.12.10	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.12.11	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.12.12	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.12.13	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.12.14	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.12.15	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.12.16	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.12.17	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.12.18	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.12.19	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.12.20	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.12.21	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.12.22	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.12.23	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.12.24	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.12.25	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.12.26	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.12.27	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.12.28	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.12.29	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録
1991.12.30	被告人の供述内容に関する取調べの録音記録



3

録音・録画記録によって取調べは「見える」ようになるのか？

録音記録 (audio) をもとに作成

4

録音・録画記録によって取調べは「見える」ようになるのか？

録音記録 (audio) をもとに作成

5

録音・録画記録によって取調べは「見える」ようになるのか？

録音記録 (audio) をもとに作成

6

検：君がMMちゃんの事件違うって言う時、そういう話をする時は僕と目を合わせないでしよう？  
 検：(沈黙・約10秒)  
 検：前にね。  
 検：はい。  
 検：君がいろいろ聞いたときには、いろいろ考えて下向いたりねえ。そういう時は別として、僕と目を合わせてたじやないの。  
 検：(沈黙・約5秒)  
 検：違いますんで、君否定するときは、僕と目を合わせてないね。なぜなの？  
 検：(沈黙・約18秒)  
 検：考えなくてはいけなくても思うんだけど、分かるね？  
 検：(沈黙・約10秒)

行動分析を依頼した箇所

検察側 (case) ももとに作成

7

検：植まってから、渡良瀬川の河川敷に連れ出されたっていうのは、検証の時が初めてしよう？あのバスでみんな一緒に行ったわけ。  
 検：はい。  
 検：君のすぐ前の席に僕が使ってたね？  
 検：はい。  
 検：あの時が初めてだね？  
 検：はい、そうです。  
 検：そうよね。  
 検：はい。  
 検：で、検証した時にはね。  
 検：はい。  
 検：MMちゃんの眼を捨てたという場面、君が説明したでしょう？  
 検：説明はらうって付道の板子が変わってね。  
 検：はい。  
 検：よく分からないと言ってるけど説明したっていうけれども、後で実情がここにあったんだと教えてもらってからは。  
 検：はい。  
 検：ね、あ、じゃあ、捨てたのはここと言ってる説明したでしょう？  
 検：はい。  
 検：君が説明した場所については、誰から教えてもらったというわけじゃないかね？  
 検：え、教わってません。

検察側 (case) ももとに作成

8

検：で、君が説明した場所というのは、そのすぐ下から、MMちゃんの下着が見えられてるんだよ、あんな狭い場所まで新聞には出てなかったはずなんだよね。  
 検：自分は、あの、河川敷から下りて、それで、ずーっと行って、坂がありますね。  
 検：うん。  
 検：坂があって、それで、確か、左側に木があったと思いますけども。  
 検：うん。  
 検：君とか、木ですとか。  
 検：うん。  
 検：で、下がなんか、なってるんですか、下がなんか落ちそうな感じがあったと思うんですけど。  
 検：うん。  
 検：自分はそんなひどい応答の、話してみたいです。  
 検：一応話してみたらうたって、当てずっぽうに話したの？  
 検：全然わかんなかったんですよ。  
 検：わかんないのが、ねえ、実際の事実とさ、狂いが無いわけだ。当てずっぽうに話したわけ？  
 検：全然わかんなかったもんで。  
 検：いやだから、分かんなかったんで、当てずっぽうで説明したの？  
 検：はい、だいたいあのへんだと思ってます。

検察側 (case) ももとに作成

9

検：何で？何でそう思ったの？  
 検：あの、前は、あの、橋の上からですか、橋の上から見ると、木がいっぱいあったんですけども、その時はあんまり木がなかった・・・枯れてたっていうとか、そういうふうになってたんです。それで分かんなかったんです。  
 検：橋の上からって、そこまでわかった？  
 検：いやそうじゃなくて、あのお、前はあの、車ですか、グリーンとか。  
 検：グリーン？  
 検：グリーン色の、いっぱいありましたけど、それで、その当時は、もう、なってるんですか、枯れて、その、分かんなかったんです。  
 検：わかんなかった、枯れて、分かんなかったけれども、ねえ、だけど、死体のある場所教えてもらってからは、ヒッパシした、位置じゃないの？捨てた場所っていうのは。  
 検：(沈黙・約35秒)

証拠写真(写真)を依頼した箇所

検察側 (case) ももとに作成

10

検：で、コンクリートの境目止って、省略して、それで選ぶときに、斜面で一回下りたとか、説明したでしょう？  
 検：はい。  
 検：で、靴が履けたなんて説明もしたでしょう？  
 検：はい。  
 検：なんでそんな説明したの？  
 検：(沈黙・約6秒)  
 検：そんな説明するの要はあったの？  
 検：(沈黙・約12秒)

証拠写真(写真)を依頼した箇所

検察側 (case) ももとに作成

11

検：どうなんだい、ずるいじゃないか、ね。  
 検：(沈黙・約5秒)  
 検：なんでその目を見て言わないの、そういうこと。さっきから君は、僕の目を一度も見ないよ？  
 検：(沈黙・約10秒、深くんでいるような声)  
 検：うん？

行動分析を依頼した箇所

検察側 (case) ももとに作成

12

被: (沈黙・約18秒。その後涙声で) ごめんなさい、すいません。  
 検: なんだったの?  
 被: (沈黙・約4秒。すすり泣くような声)  
 検: そうだね?  
 被: (涙声で) ごめんなさい、勘弁してください、勘弁してください。  
 検: いいから。  
 被: (泣き声を出しながら) 勘弁してください。  
 検: うん。  
 被: (泣きながら約3秒沈黙。その後涙声で) すいません。(鼻をすする音)  
 検: 僕はね、本当のことを聞きたいっていう言葉を何回も言うよ僕は。  
 被: (涙声で) はい。  
 検: ね、わかんないこともいっぱいあるから。  
 被: (涙声で) はい、すいません。  
 検: それはずう。言うけどね、嘘をついていうことじゃないんだよ僕は。  
 被: はい。(鼻をすする音)  
 検: で、僕に、僕に、別に怒ったから怒るとか、そういうことじゃないけども、ただ、本当にね、ね、その、なんというかな、人を救めたらよかったら、ね、そのことを本当に反省してもらいたいと思うわけ。  
 被: はい。

※傍聴録(文字)をもとに作成

13

**菅家氏=メタコミュニケーションの困難**

虚偽自白への再転落

取調官=証拠と論理を用いた自白獲得型のアプローチ

- フレーム世界の困難
- 審定への感情的困難
- 不適切な質問への長期的困難

↓

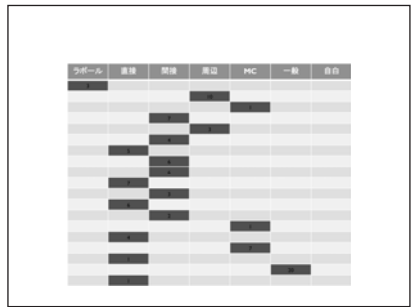
- 有罪フレームの導入
- 心理学定量的研究を参照した審定
- 取調を構築した審定
- 行動分析を参照した審定
- 吃音困難な理由質問

14

**事例2：ある検察官取調べにおけるコミュニケーションの展開構造の検討**

おまごり	文脈	例
ラポール	事前準備や良好な関係づくりのために行われる取調官の発言	疑念の許諾をとる、権利の説明
直接事項	本件犯行と嫌疑者の結びつきに直接言及する取調官の発言	証拠を示して犯行との結びつきを問いつす
間接事項	本件犯行と嫌疑者を間接的に結びつける事項に言及する取調官の発言	犯行現場への経路を尋ねる
周辺事項	本件犯行とは直接関係のない嫌疑者にかかわる事項に言及する取調官の発言	嫌疑者の家庭環境について尋ねる
一般事項	本件犯行と直接関係のない一般的な事項に言及する取調官の発言	判例の種類について説明する
メタコミュニケーション事項	コミュニケーションの調整や管理のために行われる取調官の発言	「話したくない」という嫌疑者に理由を確認する

15



16



17

**日本型取調べのコミュニケーション枠組み (仮説)**

	論証	実証
反省	日本型の取調べ	
情報		PEACEアプローチ

・八何の原則による枠付  
 ・意図・動機・理由の重視

18



取調べの録音・録画記録によって取調べは「見える」ようになるのか？

- YES → 微細な相互行為過程によってもたらされる失敗の発見  
-----  
日本型取調べのコミュニケーション構造・枠組み  
日本型取調べを支える文化的枠組み



日本における取調べ技術の向上・新たな取調べ手法の開発へ

- ?? → 実際の裁判の過程で微細な相互行為レベルの失敗に気づくことができるのか？

19

## 文献

佐藤博史 (2011). 足利事件の取調べテープが教える取調べの技術：取調べの可視化の究極の課題 日本法学, 76(4), 2-136.

20

渕野 貴生（立命館大学教授）

司会 高木先生の心理学の観点からの報告に続いて、法学の立場から立命館大学の渕野先生からご報告をいただきます。よろしくお願いします。

渕野 立命館大学の渕野です。よろしくお願いします。私は日本における取り調べの現状と課題ということで、法律学の観点からこのテーマについてお話したいと思います。課題というのは法律学そのものが抱えている問題と、心理学の先生方と共同してこの問題を解決していく上での協同の課題という2つの側面を抱えています。それでは中身に入っていきます。

まず、およそ近代の民主主義国家を名乗る国において、被疑者、目撃者に黙秘権が保証されなければならないということを否定する国はないだろうと思います。国際的にも国連人権B規約3項(g)という条文で、黙秘権というのが明確に定められています。日本でも憲法38条1項が、「何人も自己に不利益な供述を強要されない」と、黙秘権を憲法レベルで保証しております。しかし、現実の刑事手続きにおきまして、黙秘権保証はしばしば侵害される危険にさらされています。被疑者・被告人は捜査手続きや刑事裁判に関わる中で、供述をするように、とりわけ自白をするように様々な形で有形無形の圧力を受けるわけです。被疑者・被告人に供述をするように、そういう圧力をかけるのは、なにも警察や検察だけではなくて、マスメディアによる有罪視の報道でありますとか、被害者による反省・謝罪の要求といった社会的圧力もあるわけですが、しかし、被疑者・被告人が最も供述されるように圧力を受ける局面は警察・検察による被疑者取り調べの場面、とりわけ逮捕、身体拘束中の取り調べであることは否定できないかと思われます。

我々は、身体拘束中の被疑者取り調べにおいて、被疑者が警察官でありますとか、検察官から例えば怒鳴られたり、脅されたり、長時間質問攻めにあったり、極端な場合は物理的な暴行を受けたりする可能性があること、その結果、被疑者の黙秘権が侵害される可能性が高いということを経験的に知っているは

ずです。だからこそ、このような危険が現実には発生しないように、単に黙秘権をルールとして定めるだけでは足りずに、そのような違法な取り調べ、あるいは不当な取り調べが現実に行われないように防ぐことが必要です。黙秘権を現実を守るようにすることができるような制度的な担保といえますかね、予防措置を備えなければならないということが徐々に認識されるようになってきたわけです。違法な取り調べを防止する措置として最もふさわしいのが弁護人の立会なわけですが、立会と並んで、取り調べを録音・録画すること、すなわち取り調べを可視化することが極めて有効であって、黙秘権を実行的に保証するために必要不可欠な措置であると認識されるようになってきたわけです。各国で取り調べの可視化が広まっていったのは、刑事手続の必然的な発展の方向であって、現代において可視化というのは、不変的な要請だという風に言えるかと思います。この不変的な価値の、どうしても取り調べの可視化というのは日本においても共有されるべきですが、とりわけ日本においては、日本の刑事手続の構造的な問題から他の国に比べて一層の取り調べを可視化する必要性が高いと言えます。

なぜかといいますと、現在の日本の刑事実務では、逮捕拘留されている被疑者には取調中受忍義務が課せられるという実務上の運用があるわけです（スライド4）。つまり、被疑者・被告人が取り調べの中で、私は供述をするつもりはないと宣言をして、黙秘権をここで行使したわけですが、行使した場合でもここで取り調べは終了するのではなくて、取り調べ官は、被疑者に対して供述をするように説得することが許されているわけです。日本の判例はこのような取り調べのやり方が黙秘権の侵害には当たらないというふうに判断をしております。その結果、日本の取り調べでは、取調官が今日の取り調べはここでやめようというふうに決めるまで、被疑者が供述することを拒否していても、何時間も続くのです。その間、何時間も被疑者に対して供述をするように説得が行われ、この説得の手段というのは手を変え品を変え色々あるわけですが、行われます。実際、重大事件では現在でも一日十時間を超えるような取り調べが行われることも稀ではないと聞きます。その結果、免田事件でありますとか、財田川事件、松山事件、島田事件といった死刑再審四事件であるとか、深川事件や袴田事件とか被疑者が虚偽の自白をせざるを得ない状況に追い込まれて誤

判を生じさせることになったりすることも少なくないわけです。

さらに日本における取り調べの問題点として、もうひとつの特徴として、これは逮捕拘留されていない被疑者に対しても、実は逮捕拘留されている被疑者に対する取り調べと大差のない取り調べが行われているという特徴です（スライド5）。日本においても、さすがに在宅の被疑者に対して取調べ受任義務があるという解釈は取られておりません。しかし、判例は、被疑者の意思を完全に制圧しない範囲では、在宅のまま、一旦任意に取り調べに応じた被疑者に対して、その被疑者が帰宅したいという意思を表示しても、引き続き取り調べに応じるように説得することが許されるというふうに考えています。その結果（スライド6）、高輪グリーンマンション事件という事例があるわけですが、ここでは任意の取り調べ、在宅の取り調べにも関わらず、警察の監視下で宿泊させながら4日連続で取り調べを行いました。同じように23日間徹夜にわたる取り調べを行ったものもあります。それから志布志事件という事件では、やはり1ヶ月にわたって、深夜に渡る任意の取り調べが行われるという例が後を絶たないわけです。現在においても、日本型の取り調べの特徴は逮捕されようと、逮捕されていまいと、被疑者を屈服させるまで取り調べを行うというやり方を、そういう特徴を持っていると言えます。ですから被疑者に対する取り調べがとりわけ日本においては、可視化をすることによって、被疑者が供述するかしないかの決定を、その決定の自由を奪うような取り調べを防止する必要性は日本の場合、一層高いと言わなければなりません。ところが、先程から話題にも出ていますが、法制審議会の特別部会でこの可視化が重要なテーマとして取り上げられたわけですが、最終的に出された案は、率直に言って、取り調べの適正化するには程遠い、不十分な内容であると評価せざるを得ないものにとどまっています（スライド8）。

最初の取りまとめ案では、取り調べの全過程を録画する事件の対象は、裁判員裁判対象事件のみでございます。検察の独自事件は除きますが、裁判員裁判対象事件のみです。裁判員裁判対象事件というのは、全逮捕拘留事件のわずかか2～3%です。実は、身体拘束されない事件も取り調べはされますので、全事件から言うと、0.1～0.2%なんですね。身体拘束事件からすると3%、甘く見ても3%程度でございます。しかも裁判員裁判対象事件は全過程が録画される

かという、必ずしもそうではないわけです。というのは、先程ちょっといいましたが、日本の刑事手続では、逮捕される前にたっぷり在宅の状態を取り調べを受けています。そこでは逮捕拘留中の取り調べとは基本的には変わらない供述を促す執拗な説得が行われているわけです。それから第二に裁判員裁判対象事件の一番典型的な殺人で見てみますと、これも日本の刑事手続の運用なんですが、殺人の場合、必ずしも殺人で逮捕するわけではないということがあります。まず死体遺棄の方で逮捕拘留することがあります。そうすると、ここでは裁判員裁判対象事件ではありませんので、全過程録画の範囲には入ってこないわけですね。しかし、この死体遺棄容疑で逮捕拘留されているときに殺人についても当然取り調べをすることがあります。ここで23日間取り調べた後、殺人で逮捕し、ここから全過程録画が始まるということです。結局、全過程可視化には、裁判員裁判対象事件といえどもならないということになります。

さらに裁判員裁判対象事件についても「可視化をしなくていい場合」という例外が設けられておりまして、この例外が非常に恣意的な曖昧な基準になっている。例えば、「録画をしたら被疑者が十分に供述しないと認めるとき」などといった、非常に曖昧な例外規定が定められている。しかもこの「自ら供述することができないと認めるとき」というのを、誰が認めるかという、捜査官が認めることになるので、結局、捜査機関が恣意的な判断をするということになりかねません。今、抱えている日本の刑事手続の問題は心理学の知見をお借りするまでもなく、こういった部分的可視化では、取り調べの適正化に全く役に立たないというのは、火を見るよりも明らかだと思います。取り調べのうち、録画されていない部分については、違法な取り調べを抑止する効果というのはほとんどありませんし、取調官の側でも行き過ぎた追求をやめないとまずいことになるという動機は働かないわけです。結局、録画をしていない取り調べのところで被疑者に圧力をかけて、被疑者が完全に屈服させて、自白させたあとにそれから録画をスタートさせて、再演させるということになります。そこでスラスラと供述をするというところだけを録画するというのでは、かえって違法な取り調べを隠蔽する効果をもたらさないか懸念されています。適正な取り調べを担保するためには、任意取り調べも含めて全過程の可視化をすることが必須条件になると、ここで改めて確認する必要があるかと思います。

問題点ばかり指摘しておりますけれども、それだけでは問題の解決にはいたりませんので、今度は全過程可視化が実現した場合、これは裁判員裁判についてはカッコつきではありますが、全過程可視化が実現しますので、特にこういう裁判員裁判を念頭において、その先にある問題点についていくつか提起をしたいと思います。ここからは心理学の先生からいろんなことを教えていただき、法学と心理学が共同して問題にあたれるところであろうと思います（スライド11）。まず、取り調べを録画したDVDが、その後の刑事手続きで証拠として活用される可能性がある場面としては、2つの場面があります。ひとつは、取り調べで得られた自白の任意性が争われたときに、取り調べ当時の被疑者の供述が黙秘権をきちんと保証された中で供述しているのか、供述するかどうかの自由な選択をした上で供述をしているのかということ、供述の証拠のDVD、取り調べのDVDを証拠として調べるということです。このようなDVDの証拠としての活用は、それ自体、日本の刑事手続の現状に照らし合わせると非常に大きな意味があると思われまます。実は先程あげた4泊の在宅での被疑者の取り調べでも、徹夜の23日間にわたる被疑者取り調べのケースでも、私から見ると非常に驚くべき感覚ですが、判例はその取り調べを適法だと認めている、判断しているわけです。つまり、日本の裁判所はそういう取り調べでも被疑者の黙秘権は侵害されていないと、被疑者は自由に供述するかしないかを定めることが出来る状況だったと認定しているわけです。さらに逮捕拘留中の被疑者については、一日12時間を超えるような取り調べが2日以上連続して行われるということも稀ではないわけですが、そういう取り調べでもあっても、なかなか日本の裁判所は不任意の自白だという風には言わない傾向にあります。

しかし、取り調べを録画したDVDで取り調べの過程を逐一検証したときに、これまでと同様に自白には任意性があるという、およそ取り調べの実態から遊離した判断を続けることができるかという、これはできなくなる可能性があるだろうと思います。この点でもとりわけ、心理学の観点から人がどういう状況におかれて、どういう段階に至ったときに、精神的に追い込まれて供述するかしないかについて、自らコントロールできないような状況に陥るのかという知見を得て、その知見を任意性に活かすことができれば、裁判官の印象的な判断に依存した任意性の判断から脱却して、より事実に基づく任意性の判断がで

きるようになると思います。具体的には、録画 DVD を対象に心理学の先生に鑑定をしてもらって、その鑑定結果を任意性の判断に利用するという方法が考えられます。そのようなことを可能にするような具体的な法制度とか法の運用とかを、法律学としては構築していくことが課題ということになります。他方で、自白の任意性を判断するために取り調べの DVD を見ることには弊害もあるのではないかと思います。というのは、任意性の判断のために裁判官や裁判員が取り調べの DVD を見る場合に、DVD を見る目的、対象はあくまでもどのような取り調べが行われたか、取り調べの時の雰囲気はどうだったかという点だけにあるべきなわけです。しかし、実際には DVD の中には被疑者が供述している場面も含まれていますので、そこを見た裁判員や裁判官が現実、実際にそこでなされている自白の中身が信用出来るかどうか、つまり本当に犯罪について供述していることが正しいか正しくないかということについても一定の心証を持ってしまうのではないかという懸念がございます。ここで法律学が心理学に学ばなければならないことは、このような懸念が単なる杞憂なのか、それとも現実に起こりうることなのかということです。もし、任意性を判断する目的で DVD を見ても、供述の信用性、つまり自白の中身についても心証を持ってしまう危険性があるということであれば、この2つの判断を切り分けることが可能なのか、現実に任意性の点に限って心証形成をすることが可能になるような DVD の見方があるのかという点についても、心理学の観点から示唆をいただければという風に思うわけです。

次に、取り調べ DVD を刑事裁判で証拠として活用する方法でもう一つ考えられるのが、DVD に記録されている供述そのものを使って、供述内容の信用性を判断するという使い方です（スライド14）。要するに取り調べ段階で供述がされて、これは録画されているわけですが、この録画されている自白供述あるいは否認供述を裁判員や裁判官が DVD を見て、被告人が犯人かどうかということ判断するという使い方です。供述の信用性の判断のために取り調べ DVD を使う場合、法的な観点から提起しなければならない課題をさしあたり2点挙げたいと思います。第一に録画 DVD で被疑者が供述している様子が過剰なインパクトを裁判員や裁判官に与えて、供述が本来、有している証拠価値を超えて過剰に評価されたり、あるいは過小に評価されたり評価される危険性



がないかということです。仮に映像インパクトによって本来供述が有している信用性を超えて過剰に信用されるとか、あるいは不当に信用されないといった印象形成を裁判員や裁判官が行ってしまうという危険性が拭えないとすれば、それは法的に偏見とか予断に基づく評価、事実認定をもたらしかねない危険な証拠だということになります。こういった予断・偏見を回避できないような証拠については、刑事法の世界では法律的関連性を否定するという理屈で証拠として認めない、そういうリスクの高い証拠はそもそも証拠として認めない、使ってはいけないというルールに当てはまってくるのではないかと思います。したがって、取り調べでなされた供述が本来有している証明力を不当にかき上げたり、不当に切り下げたりすることなく、正しく裁判員、裁判官が評価できるようにするために、映像のアングルですね、どのようなアングルで映像を録画し、裁判員裁判官にどのように見せるのが適切かということ、心理学の知見から解明をしていただいて、その知見を踏まえた上で供述の信用性を判断するためにDVDを使うことの可否の判断をしていく必要があるのではないかと思います。

第二に刑事手続の基本構造に関わる根本的な問題があるように思います（スライド15）。現在の日本の刑事手続は、公判中心主義と直接主義という基本構造を採用しております。このような基本構造は、刑事手続に対する基本理念としての意味も有しています。この考え方はどういう考え方かと言いますと、供述証拠を含めておよそ証拠というものは事実を認定する裁判官裁判員が立ち会う裁判の場で、裁判官、裁判員に直接提供されるべきものであって、またそういう風に証拠が直接提供されることによってこそ、裁判官・裁判員は正しい心証形成をすることができる、正しい事実認定をすることができるという考え方に従って、制度が作られているわけです。そうしますと、供述証拠は裁判官や裁判員の面前で供述してもらい、つまり公判廷で供述してもらいというのが基本的なあり方であって、捜査段階において、取調室で捜査官に向かって供述されたものを刑事裁判における証拠として使用するの、本来ふさわしいやり方ではないのではないかという疑問が生じます。従来、日本では調書裁判という形でこの問題が論じられてきたわけです。調書裁判として批判されるときにはこれまでの主たる問題は、取調室で供述したことが正確に調書には、書き取ら



れていない。捜査官の都合のよいように調書が作られているという点がとりわけ問題とされてきたわけですが、実は公判中心主義、直接主義で問題となるのは、そのことだけではなく、より本質的な問題として、仮に供述が全く作り変えられずに録取される、まさに DVD、可視化 DVD は供述が改変されずにそのまま録画されるわけですが、しかし、法廷以外のところで行われた供述を裁判の場で使っているのかという問題が別にあるわけです。さらに、この裁判の場で、かつ裁判員、裁判官の目の前で供述するのが原則だということは、正確な事実認定、つまり実態的真實主義という観点とは、また別に被告人の防御権の保証、手続き的な権利の保証という、これは真實の発見とは切り離してでも守らなければならない適正手続、刑事手続の価値を実現する上での意義があるのではないかと思います。被疑者段階での供述は、いくら取り調べの時に被疑者が供述するかしないかを完全にコントロール出来る状態で供述していたとしても、また防御の方針が立っていない段階での供述にならざるを得ません。これは、弁護人が立ち会っていても同じです。なぜならば被疑者段階ではまだ捜査官が持っている証拠が開示されていませんので、裁判になったときにどのような方針で防御していこうかと決めるための材料を被疑者はそもそも持っていないわけです。その段階で供述したことが刑事裁判で使われるということになりますと、本来であれば開示された証拠を吟味した上で、この証拠からだったらこういう防御がベストだという風に決めていくはずのところ、従前の防御法の行使を結果的に不可能にしてしまう危険が伴うわけです。被疑者の防御権、被疑者被告人の防御権を十分に保証するという意味でも被疑者の供述を弁護人が慎重にコントロールしながら、証拠としてふさわしいものだけを法廷に出すというやり方をするためにも、最もふさわしい場はやはり取調室で供述してもらうのではなくて、証拠開示も行われた裁判の場で、公判廷の場で供述してもらうというのが、これまでの刑事手続の基本理念であったような気がします。

これらの疑問点の上で、証拠を評価し心証形成する裁判員、裁判官にとって、正確な事実認定に最もふさわしい証拠の提示の仕方というのは、どういう提示の仕方なのかという点については、やはり心理学の知見に学ぶことができると思います（スライド 16）。法と心理が協同することに大きな意義があるところだと思います。つまり、これまでの刑事訴訟法の理屈では、公判廷において、

裁判員や裁判官といった人たちの目の前で口頭で直接、自らの体験について語ってもらうのが一番正確な事実認定、一番正確な心証形成にいい方法だという前提で理屈を組み立てているわけですが、実はこれは心理学的な見地から見るときに、こういう前提がそもそもないのかもしれないんですね。ですので、この点が正しいのか正しくないのかについて、実証的なデータに基づいて検討するということは、直接主義、公判中心主義をですね、今後も維持していくべきか考える上で避けて通れないと思います。

そして最後は、法律学が心理学からの問題提起を真摯に受け止めた上で、公判中心主義、直接主義というのはたとえ真実からは多少遠ざかったとしても被告人の防御権という適正手続、これは規範的な価値ですけれども、守るために、こういう風にやはり守り続けるべき基本構造なのかどうかというですね、規範問題に責任を持って答えを出すということが求められているのではないかという風に思います。以上、雑駁な報告でしたが、以上によって日本の取り調べの可視化の現状と課題について報告とさせていただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

中島 ありがとうございました。

## 日本における 取調べ可視化の現状と課題

瀧野貴生(立命館大学)

1

## I 取調べ可視化の普遍的意義と日本における固有の問題状況

### i 普遍的意義

基本的人権としての「黙秘権」保障  
→国連人権口規約14条3項(g)  
→憲法38条1項

⇔

現実の取調べでは、しばしば侵害される危険

- ・大声で怒鳴られる
- ・脅される
- ・長時間の質問攻め
- ・有形力の行使？

2

## I 取調べ可視化の普遍的意義と日本における固有の問題状況

### i 普遍的意義

黙秘権を実効的に保障できるような予防的措置の必要性

↓

- ・取調べへの弁護人の立会い
- ・取調べの可視化

3

## I 取調べ可視化の普遍的意義と日本における固有の問題状況

### ii 日本における固有の問題状況

逮捕・勾留されている被疑者の取調べ  
→取調べ受忍義務肯定の実務

取調べの開始→黙秘権の行使→自白の説得  
→黙秘権の行使→自白の説得→...  
⇒取調べ官がやめるまで取調べが続く

↓

虚偽自白と誤判の発生  
～免田、財田川、松山、島田の死刑再審四事件  
～布川、袴田事件

4

## I 取調べ可視化の普遍的意義と日本における固有の問題状況

### ii 日本における固有の問題状況

在宅被疑者の取調べ  
→任意取調べという名目での説得

取調べの開始→黙秘権・供述拒否権の行使  
→自白の説得→黙秘権の行使→自白の説得→...  
⇒被疑者の意思を完全に制圧するまで取調べ可能

5

## I 取調べ可視化の普遍的意義と日本における固有の問題状況

- ・高輪グリーンマンション事件  
～4泊に及ぶ任意の取調べ
- ・平塚ウェイトレス殺人事件  
～23時間の徹夜にわたる任意の取調べ
- ・志布志事件  
～1か月にわたる、連日、夜9時、10時まで  
の任意の取調べ

6

## I 取調べ可視化の普遍的意義と日本における固有の問題状況

- ii 日本における固有の問題状況  
被疑者に対して、強度の供述圧力がかけられる  
↓  
取調べの可視化によって取調べの適正化を担保する必要性が一層高い

7

## II 法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会試案の問題点

- i 全過程可視化対象事件の範囲  
裁判員裁判対象事件に限定～全勾留事件の2～3%程度

8

## II 法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会試案の問題点

- ii 裁判員裁判対象事件も全過程可視化にならない可能性  
・逮捕前の任意取調べ部分は含まれない  
・殺人罪における逮捕・勾留の運用  
死体遺棄罪で逮捕・勾留～裁判員裁判非対象事件  
↓  
殺人罪で逮捕・勾留  
・可視化除外事由～あいまいな基準  
～判断者が捜査機関なので恣意的運用の危険性

9

## II 法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会試案の問題点

- iii あるべき可視化  
部分的可視化の効果？  
→録画されない部分に違法な取調べ抑止効果なし  
→追及的取調べを止める動機付けなし  
→被疑者を完全に屈服させた後の「再演」のみの可視化で違法な取調べを隠蔽するおそれ  
↓  
任意取調べの段階からの例外なき全過程可視化が必要

10

## III 可視化DVDの証拠としての利用 ①～任意性判断目的

- i 積極面  
⇒裁判官・裁判員の判断を取調べの実態(＝事実)に即して行わせることが可能に
- 【心理学から学ぶべきこと】
  - ・取調べを受ける者の心理・精神状況
  - ・取調べのどの段階で、供述するかしないかの自由な決定ができなくなるか
- ↓  
可視化DVDの鑑定  
→任意性判断に積極的に利用できる法制度・運用の構築

11

## III 可視化DVDの証拠としての利用 ①～任意性判断目的

- ii 問題点  
取調べの雰囲気や取調べのやり方だけでなく、被疑者の供述内容も認識  
⇒供述の信用性についても心証を取ってしまわないか？  
↓  
証拠能力判断と証明力判断が峻別されないおそれ

12

III 可視化DVDの証拠としての利用  
①～任意性判断目的

【心理学から学ぶべきこと】

- ・供述内容を認識して、供述の信用性について心証形成しないことは可能か？
- ・任意性の点に限定した心証形成を保証する可視化DVDの見方は？

13

IV 可視化DVDの証拠としての利用  
②～信用性判断目的

- i 映像による過剰なインパクト  
供述が本来有している証明力を越えて、過剰に信用または過少に不信用の危険

↓  
予断・偏見に基づく評価を招くおそれのある証拠  
⇒法律的関連性の否定

【心理学に学ぶべきこと】

- ・供述の証明力を適正に評価できる録画アングル
- ・裁判官・裁判員へのDVDの見せ方

14

IV 可視化DVDの証拠としての利用  
②～信用性判断目的

- ii 公判中心主義、直接主義との関係  
証拠は、公判廷で、裁判員・裁判官の面前で直接、提供すべき

公判外供述は公判での証言・供述

←正しい心証形成、正確な事実認定を行う方法

←防御権保障～証拠開示を踏まえた被告人の防御方法の決定

何について、どの段階で、どこまで供述するか  
＝手続的正義(適正手続)の保障

15

IV 可視化DVDの証拠としての利用  
②～信用性判断目的

【心理学に学ぶべきこと】

- ・裁判員・裁判官にとって、正確な事実認定にもっともふさわしい証拠の呈示のされ方とは？

↓

【法学が受け止めるべき課題】

公判中心主義・直接主義は、真実発見とは切り離してでも、守るべき手続的正義かどうかを原点に立ち返って検討すること

16

中島 それでは、心理学、法学の立場からのそれぞれのご報告を踏まえまして、大阪弁護士会ご所属の弁護士でおられます小坂井久先生の方からコメントを頂きたいと思います。よろしく申し上げます。

小坂井 大阪で弁護士をしております小坂井です。今、お二人から興味深いご報告をいただいて、それにきっちり沿ったコメントになるかどうかおぼつかないですが、コメントとしては3つぐらいの局面になるかなと思っていて、1つは法制審特別部会、これに至った経緯は省くとしても、この中身の議論、2番目がこれを踏まえて今、渕野教授がおっしゃったように全面というにはまだ足りない、まだまだ足りない、これは事実ですので、そこに至る道筋をどう考えていくのかということですね。最後に3つ目は、いわゆる全面的な可視化、全事件全過程という段階になって以降、どういう展望を持てばいいのかと、こういうことになろうかと思うんですが、私自身、まだ3番目まではとても頭が回っていないので、多分、途中で時間切れになろうかと思っています。

今日もしばしば議論になっておりますように、今年の7月9日の30回目の会議で法制審特別部会がいわゆる取りまとめをいたしました。要綱案を了承すると、来年の通常国会では法案化の見込みだという運びになっているわけです。それで、先程、渕野教授がですね、この法案では全く役に立たないのではないかというご発言と、適正化の実現には程遠いのではないかというご発言があったですね、私はその特別部会の幹事をしておった関係上というか、別に当局の回し者で喋るわけではないので、そのへんは誤解してもらったら困るんですが、渕野批判、いくつかありましたね。これについては、いくつか申し述べておく必要があるかなと私としては思います。

確かに全拘留事件の2～3%、裁判員対象事件に制度化は限定されました。独自操作はこれにプラスアルファされているんですけども、そういう問題があります。ただ、ご承知のとおり、この6月12日に最高検が依命通知というのを出しました。依命通知というのは、今まで対象であった裁判員裁判対象事件、独自捜査、あるいは知的障害、あるいは精神障害、こういったものを本格

実施した上で、それ以外の一応全事件を対象にしてですよ、もちろん、身体拘束の中で公判の見込み、公判請求される見込みがあり、なおかつ録音・録画の対象にすべき必要性があると判断した場合と、こういうくくりにはなっていますが、それを施行対象とするというものです。さらには、供述が争いになるように見込まれれば、参考人、被害者などを含めて施行対象にするんだということです。これは今年の10月1日からスタートします。こういう状態になっています。そこで、これからの展開の運びがどうなっていくのかということについては、かなり見えにくい部分もあるわけですが、ひとつは私が申し上げたいのは、例え2～3%であっても、警察をも含めた全過程の制度化ができることの意義は相当なものがあるというふうに見るべきだと私は考えております。さらに対象外であっても、これは特別部会で裁判所の方の委員が述べたことですが、裁判員裁判であれ、その対象外の事件であれ、今後立証責任を非常に重く見ていくことになるということです。録音・録画媒体は、best evidenceという言葉を使ったか、優越のある証拠という表現を使ったか記憶は定かではないですが、そういう言い方をされて、対象外のものについても今後はそういう見方をしていくんだと、裁判所の立場を鮮明にされた。捜査を始めとする有識者の委員の方は、最終段階でこの依命通知、対象外のものについての今後の運用は今回の制度化と同じ趣旨ですねと、つまり恣意的に事件を選別していくようなことはないですねと確認されました。適正な取り調べのもとで任意性、信用性のある証拠、それのみが供述証拠として認められる、そういう姿勢に変わりはありませんねという念押しをされて、最高検の方でもおっしゃるとおりですと言われたという経緯があります。

ですから、ここは極めてなんと言いますか、実務運用的な問題も絡んでくる問題となります。いくつか批判されていた、例えば例外事由という問題もありまして、確かに今回の要綱案の文言を見ていると、色んな見方も可能などころもないわけではないかもしれませんが、ここは弁護実践によって相当程度絞込み、かつ裁判所の判断を仰いで証拠能力がないという判断をしていくということが今後は考えるのではないかと。そういう形の弁護実践次第、あるいは裁判所によるということはもちろんあるわけですが、そういう傾向が見られる。これはちょっと余談になりますが、昨日検事総長が変わって記者会見をされた

んですかね。東京の検事さんが変わったり大阪の検事さんが変わったりしていますが、その中で彼らは、今後は桁違い、桁違いという表現を使うかどうか分かりませんが、規模の違う形で録音・録画をしていきますという宣言をされていることは間違いないので、そういう意味では検察がそういう舵の切り方をしていること自体は、もちろんまだまだ色んな課題はあるでしょうが、まず間違いないと見ていいのではないかと思います。このことの意義なんです、これはまさに渕野教授が仰ったように日本固有の問題というのがあるわけですよ。いくつかの法律上の議論で、渕野教授がおっしゃったんですが、それこそ100年単位か200年単位、高木教授の話では文化的な問題というところがあるわけですが、反省を求める、更生・改善を求める。先ほどディクソン教授から遠山さんに質問されたように、なかなかこれは英米感覚、欧米感覚では理解しがたいところがあるかと思いますが、そういう取り調べが延々と続いてきた中で、裁判員裁判対象事件全過程という中で、これがどう変わっていくのか、変わっていかないのか。私はここでイントロゲーションというか、リードテクニク的なものからですね、それよりもさらに日本の場合は強烈なものが、強烈な圧力があつたわけですが、これが除去されていった中でやはりインタビュー化する、変わっていくだろうと。これは仲教授が繰り返しご説明されているとおり、そういう形での変化は徐々にはあるわけです。

警察は今回の特別部会については、ずっとまさに反動と言いますか、我々が全過程・全件を求めている中で反対をしているという経緯はあつたんですが、内部ではもちろんご紹介があつたような取り調べ技術の基礎編の本を作つたりですね、それはそれで変化が見られないわけでもない。検察は検察で、高木教授が立ち会う、あるいは仲教授が立ち合いをするという見方をして、取り調べ自体を変えていこうという、そういう意味では私は今、大きな変化が生じておつて、これに対して弁護実践がきっちり対応していくか、それに対して実務がどう動いていくかという意味で、これからしばらくの過渡期が極めて重要な期間ではないかと思います。そういうことでしゃべっているだけでほぼ時間がなくなつてきているので、要は全事件、全過程、今後そういう形で、どういうプロセスで見ていくかという中で、一年まだ過渡期が続きますから、非常に難しい時代が続くだろうと思います。高木教授が紹介されたSさんのケースでも、



相当程度録音はしているんだけど、もともと一部ですよ。一部を見てああいう形での分析が可能なのであれば、きっちりとそういう心理鑑定を入れ、我々も対応していくことが必要ですし、今後そういう意味では未知の時代に弁護実践も入っていくことになります。適正な収集をまず情報収集をしてもらうためにどういう枠組み設定があるのか、それは心理学的な知見を借りなければいけない。さらに出てきたもの、成果物を適正に評価するために心理学的な知見を得なければいけない。先程から出ている映像インパクトの問題をどう処理するのか、アングルによるパースペクティブバイアスをどう処理していくのかなど、今後、まさにそういう記録媒体が増えていく中で我々は実践的に考えていかなければいけないし、運用していかなければならない。そういう意味でも弁護士の責任は非常に重いと考えています。

最後の問題として、渕野教授が言われた公判廷外供述、あくまでもいかに適正な収集であったとしても、それは公判廷外供述が残されておって、今の日本の法律のままではそれが伝聞例外に当たる限り法廷には出てこないということになるんでしょうが、そのことをどう理解するのかということはある意味で最後に残された問題かもしれないけど、私自身、まだ結論が出ているわけではないんですけど、仮に、仮にですよ、適正な収集、情報収集がなされて、適正に評価できるという枠組み設定ができ、これ自体が理想論かもしれないから、そこでどういう理論的枠組みを付けるのがいいのかどうかという議論もあるのかもしれないけども、もしかすると公判中心主義が絶対ではないという場面があるのかもしれないなど、なんとなくそういう感覚を持っています。とりあえず以上です。

中島 ありがとうございます。それでは質疑の方に入りたいと思います。ご発言いただく場合はお名前とご所属、ご専門など、それから回答を求める登壇者をご指名頂いた上でご発言いただきたいと思います。

Q1 大阪弁護士会のAと申します。高木光太郎先生にお伺いしたかったんですが、最後のところでおっしゃいました日本型の取り調べ手法というのを考えなければいけないのではないかと仰ったんですが、私は非常にそれに危惧を

持っています、変にやるとガラパゴス的な変な技法が出て、それを裁判所が容認して虚偽自白を生んでしまう可能性がないかという思いがありますので、先生がそこで考えておられます日本型の取り調べ手法、どういふものをイメージしておられるのか教えていただけますでしょうか。

高木 はい。日本型の取調手法の話を出したのは、これからおそらくこの可視化の問題と、それとセットで必ずやらなければいけないのは、取り調べ技術の科学化というか高度化ということになってくると思います。その時に雛形になってくるのは、世界で最先端的に動いている情報収集型の PEACE アプローチであるとか、そういったものが当然規範になってくると思いますし、実際そういう形で、検察にしても警察にしても情報収集しているという風に考えられるわけですが、例えばあの技法について我々のチームで文化心理学的な視点で分析をすると、はじめにバチンと対立をするわけですね。あなたは有罪だと思うと。それに対して、あなたは釈明しなさいと。つまりスポーツのようにゲームのルールが決まっていて、その枠内でコミュニケーションが進んでいくというスタイルでいくと、例えばこういうやり方というのを日本の警察官や検察官、被疑者にしてもいきなりそういう対立的な構図の取り調べのコミュニケーションに入っていけるかということになると、少し疑問があると。じゃあどうやって、最終的にその形が好ましい、PEACE アプローチ的な形が好ましいという前提はあるんですが、やはりあれは欧米のコミュニケーション文化の中で設計されているものなので、日本で有効に動くものにするとしたら、日本にああいうものを根付かせて行くとしたら、日本特有のコミュニケーション文化とか、その中で作られてきたコミュニケーション構造というのを解明しておいて、それとどうつなげていくかということを設定しないといけないだろうと思います。そういう意味で日本型取り調べの、要するに日本は輸入文化だと言われますが、輸入してパッと入れ替えるというのはおよそ現実的ではないだろうと思います。そういう中で日本の今までやられてきた取り調べからどうやって変えていくのかという基礎的なデータとして、日本型取り調べの特徴の解明が必要であるという趣旨でお話をさせていただいた次第です。

Q2 座ったままでよしいですか。大阪弁護士会のGです。今に関連してですけどね、先生は、日本型取り調べを支える文化的枠組みというところで、例として反省を求められるということを挙げられましたよね。それで、その日本的な、文化的な枠組みを新たな取り調べ手法の開発へ考えるときに考慮するというのは、具体的にどういうイメージになるのでしょうか。例えば、先ほどのご説明でしたらね、尋問の順序をよく考えると、そういう意味ではわかるんですよ。しかし、文化的枠組みというのが例を挙げられた反省を求めるというものであれば、どういう風に取り調べ手法につながるのか教えていただければと思います。

高木 これもですね、僕は最後の方で説明を端折ったので、若干誤解を与えてしまったかもしれませんが、日本型、今日本がこうだから、反省を重視してやりましょうということではないんですね。おそらく文化レベルで我々は、罪を犯した人、あるいはその疑いがある人に反省を求めるということを、一般市民も含めて、例えばワイドショーなんかの報道を見てもわかるように、非常に根深く我々の文化にそういったものが根付いているのではないかと考えます。これを認識した上で、これをどうしたらより適正なものに変えていけるかを考えなければいけない、そういう趣旨でお話をしたんで、最終的には取り調べの中で反省を先に求めたり、反省を目的とした取り調べというのは不適切なものとして排除しなければいけないと私も考えているんですが、その出発点として、例えばこれを心構えを変えなさいみたいな話では決して変わらないんですね。より戦略的に、どういう方法がいいのかまだわからないんですが、かなりこの問題は戦略的にも大きな問題として、文化的な態度を変えていくということになりますので、どうしていったらいいのか。教育的な面もあるのかもしれないし、トレーニングという面もあるのかもしれない。トレーニングというと、やっぱり取り調べの技法を高度化していくという中で、イギリスなんかでは最初、可視化、それから取り調べの技術を変えていく時に色々抵抗があったという風に聞いていますけれども、やっぱり先にある適切な技法が入ってくることによって、徐々に文化的な意識が変わってくるということもあると思いますので、そういったことも含めて反省を重視してしまう、我々に根付いたコミュニケー

ション感みたいなのをどう対処していくのか、そのための基礎データとして心理学的にはそれがいかに根深いかをとりあえず明らかにしていくことが必要です。そういう趣旨でお話をしたということになります。

Q3 川崎県弁護士会の K と申します。高木先生にお伺いしたいんですが、これから法律と心理学の連携がありうるのではないかと、これからの可視化の動きの中でありうるというのが今日のお話の中で提示されたと思うんですが、心理学の中にもですね、色んな見解があると思われるんですね。例えば今、裁判の世界では、精神鑑定の場合、弁護士と検察官がそれぞれ自分にとって有利な鑑定書を出してくることがあります。そういうことが心理学に、もし、今後鑑定として心理学を用いる場合にはあるのかどうか、もしその点でお考えがあればお伺いして、それからもう一点は本当はコメンテーターの方に聞いてはいけないのかもしれませんが、先ほど小坂井先生から弁護実践という言葉が出てきたと思うんですが、今お考えの中で弁護実践があれば、まだ固まっていないかと思えますが、あれば具体的にお話いただければと思います。

高木 私はですね、例えば心理学的なもの、精神医学的なものも含めて、若干今まで対立的な意見が出てくることの背景に同じ学問的な基盤を共有した形により適切な分析ができていくかということと戦うのではなくて、ある種の学派間の戦いみたいな形で対立が起こっていたケースがあるので、僕はそういうのは避けなければいけないと思っています。例えば、私と仲先生が法廷でそれぞれ弁護側と検察側で、それぞれ子供の供述の信用性について議論をする。その時の背後には例えば認知発達の見解があったりとか、その部分は共有しているんだけど、より確からしい分析はなになのかということと議論する場ができてくる、そのことはむしろ健全だと思うんですね。そのことによって適切な鑑定とは何かとか、より信用できる鑑定は何かということとを心理学者間で、あるいは心理学と法曹の間でも形作られていく重要な契機になると思いますので、むしろきちんとした学問的な枠組みの中できちんとした対立というのは今後、生まれてくるべきではないのかなという考え方をしています。

小坂井 6月12日付けの最高検の依命通知ののっつって、とりあえずはですよ、制度化は来年以降の法案提出後の議論がありますが、早速我々がやらなければいけないのは、10月1日以降に施行される依命通知で、本格実施は今まで施行されてきた累計ですから、これはこれで従来通りの申し入れになると思うんだけれども、いわゆる施行対象で新たに付け加えられたものは、これは一応全事件なんでね、対象は。基本的に。被疑者本人の場合は、身体拘束というくくりがあるかもしれませんが、参考人まで広げるというんだから、そういう意味では全事件と申し上げてもいいわけで、一応依命通知の中でどういう場合に施行するのかというのは、一応は書いてあるんですね。きっちりとした要件ではもちろんない。彼らは今後、やる気はあるんだけど、一方では裁量だという形で逃れていこうとするところがあるんだけど、じゃあ弁護人が、あるいは被疑者がきっちりこうこうこういう理由で録音が必要ですよという形で申し入れをして、拒めるかどうかというせめぎあいになるわけですね。なかなか拒めないのではないかと、私の本音としては思っています。もしこの戦いに敗れば、制度化されたものとそれ以外とがダブルスタンダード状態が続いてしまうという、これは非常に好ましくない状態になってしまうんだけど、私は弁護実践によってそれを乗り越えていけると思っています。まずはそういう申し入れを具体的にすることです。じゃあ可視化されてどうしますか。先ほど後藤さんが質問されたように、後藤さんがおっしゃっているのは可視化された中で黙秘しろという、こういう路線なんですけど、いずれにしても供述の自由が確保された状態になればきっちり黙秘を原則としながら、それを解除していくという弁護実践が可能になってくるのではないかと。しかし、これは相当の努力、あるいは研鑽が必要だろうなと思います。

Q4 座って失礼します。今日はお話ありがとうございました。立命館大学政策科学部のTと申します。質問を報告者とコメントーターの3方にできればお願いしたいんですが、これまでのお話を聞いてきて、私たちが取り調べの可視化を導入する際に日本人の司法の捉え方を再考する必要があるのではないかと考えました。例えば、ある人が容疑者として連行されてきた場合に私たちはこのように考えてしまうのではないのでしょうか。司法は事件の素早い究明や一

刻も早い犯人の更生を第一にすべきだ、だから司法がその容疑者の人権を考慮するよりも白黒付ける方を、事件に白黒付ける方を優先するのはある意味で正当ではないかというふうに。頭では、私の推測なんです、私たちの未熟な社会的概念を変えていかなければ、その現場へのアプローチにだけにとどまっていたのでは、本当の意味で取調べの可視化はこの国に定着しないのではないかとと思うんですが、お三方いかがでしょうか。

渕野 ご指摘いただいたことはそのとおりだと思います。私はとりわけマスメディアの犯罪報道に大きな責任があるのではないかと考えています。マスコミ報道を変えていくために、私たちがそういう報道について指摘していくことが必要なのではないかと。一例を申しますと、今の典型的な犯罪報道では、逮捕されたときに被疑者をこれから厳しく追求していくと、捜査機関が報道に対してそういう風に言っているわけなんです、それをそのまま何の問題意識もなく報道してしまう。それは日本の刑事司法に対して市民をある意味で教育しているのではないかと思うんです。その部分をきちんと問題意識を持って、我々市民が報道に対しても、そういう報道はよくないと声を上げていくことが一つの出発点かなというふうに考えています。

高木 私も非常に渕野先生と同じような印象を持っていて、日本のもろもろの司法制度の問題に、メディアの位置づけがすごくきいているなという印象をめぐえないんですね。それは全く同じ話で、心理学にじゃあ何ができるかということが出てくると思うんですが、やはりこれが一筋縄でいかないということを示すことが心理学の重要な役割ではないかなと思っています。つまり、例えば先程の反省をするということと、情報を取るということの関係なんです、どうも我々の中に反省を通した情報こそが真実だという、エモーショナルな次元と客観的な次元をどうも融合してしまうメンタリティがあるらしいというのを、これは分析途上なんです、そういう仮説が浮いてきているんですね。こういうのを例えば反省はいけなからやめましようと言ってもなかなか取り除けないと。そういう表向きの問題点の背後にさらに網の目のように作り出されている我々の司法に対する身体というか、眼差しというか、そういうものを丁

寧に解明していき、そしてそれを様々な回路で社会に伝えていくということ、心理学者としては考えているということです。

小坂井 ちょっと誤解を招く言い方なのですが、可視化というのは価値中立的なんですね。実は今までの議論の中では、それこそ白黒付けるために昔から必要でしょうと我々が言ってきたことは事実なんですね。特別部会の中でどこまでそれがどう進んだか進んでいないかはわかりませんが、ただ制度化されることによって、先程から議論を繰り返していますが、あなたがおっしゃっているように個々の人の人権が貴重だという形に我々が変わって行くだろうと思います。まだ時間はかかるでしょうが。

中島 はい。まだご質問等あるでしょうけれども、このセクションはこれで終わりにしたいと思います。このあと全体討議がありますので、今のお話も踏まえて、全体討議の中で議論をしていただきたいと思います。報告者の方、コメントーターの方、どうもありがとうございました。